

さぬき市子ども読書活動推進計画



香川県さぬき市

令和8年（2026年）

— 目 次 —

I 本編

第1章 第5次計画の策定

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の基本方針	2
4	計画を効果的に推進するための体制	3
5	計画の期間	3

第2章 第4次計画における取組状況

1	子どもの読書活動を取り巻く現状	4
2	アンケート調査からみる読書活動の現状	4

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的施策

1	各分野における子どもの読書活動の推進	10
2	図書館における読書環境の整備と充実	13
3	市立図書館と関係機関・団体との連携と協力	17
4	啓発・広報活動	18

第4章 第5次計画の管理と今後の取り組み

1	読書活動推進体制の進捗管理	19
2	財政上の措置	19

II 参考資料

1	子どもの読書活動の推進に関する法律	21
2	さぬき市子ども読書活動推進会議設置要綱	23
3	さぬき市子ども読書活動推進会議委員名簿	25

はじめに

子どもの読書活動は、子ども読書活動の推進に関する法律第2条に「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に着けていく上で欠くことのできないもの」と規定されるとおり、子どもたちが逞しく生きる力を持った大人に成長する段階で、極めて重要な活動であるとされています。

本市におきましては、子どもたちが読書に親しめる環境づくりを社会全体で支えるために、平成17年（2005年）に「さぬき市こども読書活動推進計画」を策定し、様々な取り組みを実施してまいりましたが、今般、これまでの取り組みの成果を踏まえ、今後5年間の総合的な施策として「第5次さぬき市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

昨今、情報通信技術（ICT）の急速な進展等で、読書以外に興味や関心を持つ分野が世代を問わず広がっている傾向から、子どもたちに対する読書推進活動を取り巻く環境が大きく変化する時代を迎えたといわれています。

このように大きく時代が変化することを十分に認識しながら、この計画を基本として、すべての子どもたちが本と出会う楽しみや喜びを体験できる読書環境の整備を図り、多様な読書の機会の提供に努めることを目標に取り組んでまいります。

結びに、計画策定にご尽力いただきました「さぬき市子ども読書活動推進会議」委員の方々に深甚より感謝を申し上げます。

令和8年（2026年）3月

香川県さぬき市教育委員会
教育長 和田 浩二

第1章 第5次計画の策定

1 計画策定の趣旨

子どもにとって「読書」とは、言葉を学び、感性を磨き、表現力や想像力を育み、人生をより豊かに過ごしていくうえで欠かすことのできない基本的な活動です。

わが国では、この基本的活動を総合的かつ計画的に推進する目的で「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年法律第百五十四号）」を制定し、その後、5年ごとに「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定、令和5年（2023年）3月に最新の計画を策定し、子どもの読書に対する取り組みを進めています。

この計画に歩調を合わせて、本市では、平成17年（2005年）3月に初版となる「さぬき市子ども読書活動推進計画」を策定し、その後、5年ごとに3度の改訂を加えています。

今般、これまでの計画を基本として、子ども読書活動の推進に取り組んできた成果を踏まえながら、令和8年度（2026年度）から向こう5年間の方針を示した「第5次子ども読書活動推進計画（以下「第5次計画」という。）」を策定しました。

近年、情報通信技術（ICT）の急速な進展により情報ツールが多様化し、子どもたちにとって読書以外に興味や関心を持つ分野が広がっていると言われています。

この傾向は、本市でも例外ではなく、令和6年（2024年）12月に本市教育委員会が幼児、小学生、中学生及び高校生の計1,331名を対象に実施した「子ども読書活動実態アンケート調査報告書（以下「アンケート調査」という。）」では、令和元年度（2019年度）と比較して「読書が好きではない」傾向が高まっていることが報告されています。

こうした状況は全国的な傾向であるとも考えられ、国の文部科学省（以下「文科省」といいます。）は、最新計画として次の4項目の基本的な方針、すなわち具体的対策を示しています。

(1) 不読率の低減に向けた方策

- ① 就学前からの読み聞かせ等の促進
- ② 入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実
- ③ 不読率が高い状態が続く高校生に対する探究的な学習活動等での図書館等の利用促進、大人を含めた読書活動の策定等

(2) 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境の整備

(3) デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ① 社会のデジタル化、GIGA スクール構想（一人一台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し学びを目指す文科省が推進する施策）等の進展を踏まえた言語能力や情報活用能力の育成
- ② 緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするための図書館のDX化の推進

(4) 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し取り組みに反映させる活動

第5次計画は、この基本的方針を重視しつつ、アンケート調査から導かれる本市の実態を的確にとらえて、身の丈に合った無理のない計画とすることを趣旨としています。

2 計画の位置づけ

第5次計画は、文科省が策定した最新の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基にした計画であり、これに加えて、「さぬき市総合計画基本計画」の分野別計画である「さぬき市教育振興基本計画」における読書活動に関わる計画として具体的施策を示す役割も担っています。

3 計画の基本方針

第5次計画では、アンケート調査により得た子どもたちの実態を踏まえ、市民一人一人が子どものための読書活動推進に自主的に取り組むことができるように、基本方針を次のとおり定めます。

なお、この基本方針は、原則として本市のこれまでの方針を継承するものであり、かつ、文科省が示す4つの基本方針と密接不可分に関連していることは言を待ちません。

(1) 子どもが読書に親しめる機会の提供と読書環境の整備

子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、自主的に読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身につけることができるよう、発達段階に応じた読書に親しめる機会の提供と読書環境の整備を図ります。

(2) 子どもを取り巻く社会全体での取り組みの推進

家庭、保育所、幼稚園、学校、図書館等が互いに連携できるよう、協力体制の整備や相互の情報交換を行い、子どもの読書活動の推進に社会全体で取り組めるよう努め、かつ、この目的を達成するための重要な手段として、地域の人材を育成し活用を図ります。

(3) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

子どもの読書の意義や重要性について、市民への理解と関心を深めるため、広く啓発活動を進めます。

4 計画を効果的に展開するための体制

第4次計画の基本方針をもとにした第5次計画の施策体系を次のとおり定め、この体系の下で、家庭・地域・学校等が有機的に連携する体制を強化しながら読書活動の推進に取り組みます。

No.	基本施策	個別施策
1	各分野における子ども読書活動の推進	(1) 家庭における読書活動の推進 (2) 学校における読書活動の推進 (3) 保育所・保育園・幼稚園・子ども園における読書活動の推進 (4) 図書館・地域等における読書活動の推進
2	読書環境の整備と充実	(1) 学校図書館の整備と充実 (2) 市立図書館の整備と充実 (3) 公民館・児童館等の整備と充実
3	関係機関等との連携と協力	(1) 学校図書館への支援と協力 (2) 保育所、保育園、幼稚園、子ども園、児童館への協力 (3) 各種民間団体との連携
4	啓発・広報活動	(1) 啓発事業の開催 (2) 広報活動の充実

5 計画の期間

第5次計画の期間は、次の5年度間とします。

なお、5年経過後には、子どもたちの読書を取り巻く社会情勢の変化、ニーズ等を敏感にとらえて時代に合致した第6次計画を策定します。

計画期間	令和 8年度（2026年度）から 令和12年度（2030年度）まで
------	--------------------------------------

第2章 第4次計画における取組状況

1 子どもの読書活動を取り巻く現状

近年、新型コロナウイルス感染症の拡大も相まって、各家庭においてテレワーク、オンライン会議等のデジタル化が急速に進展しました。

また、子どもたちが通う学校では、GIGAスクール構想の導入により、最先端のICT教育を取り入れていることから、関連性の高いスマートフォンやタブレット等の情報端末の取り扱いが、子どもたちにとってより身近なものとなっています。

こうした状況から、動画や音楽の視聴、投稿やメッセージの交換、ゲーム等の読書以外の興味や関心を持つ分野が、第4次計画を策定した令和3年（2021年）と比較し拡大していると考えられます。

2 アンケート調査からみる読書活動の現状

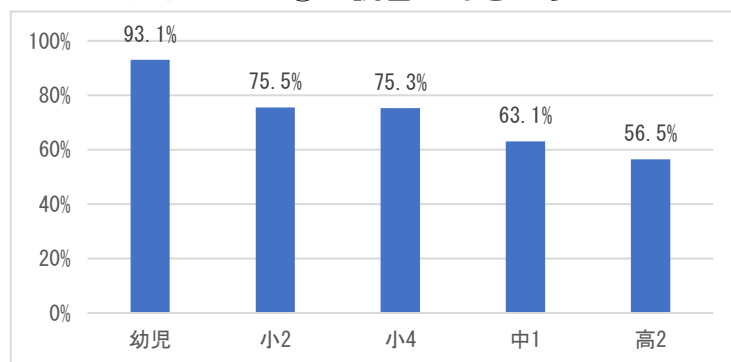
本項では、アンケート調査をもとに、過去データとの比較を交えながら子どもの読書活動の現状を示します。

(1) 読書に対する意識

読書の好き・嫌い

グラフ1ー①では、「読書は好きですか」の質問に対する答えを示しており、「好き又はどちらかといえば好き」が幼児（93.1%）、小2及び小4（75.5%及び75.3%）、中学生（63.1%）、高校生（56.5%）とそれぞれ半数を超える状況となっています。

グラフ1ー① 読書は好きですか

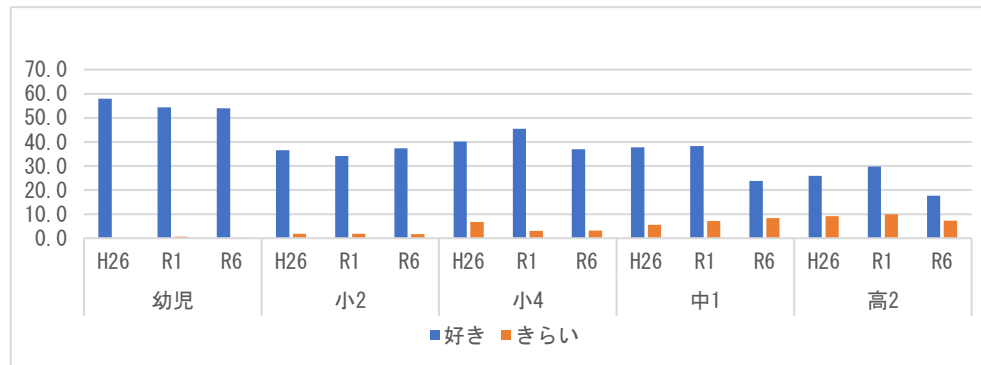


これを、12年前の平成26年度（2014年度）と比較したグラフ1ー②では、中1において「好き」と答えた率が13.9%減少しており、他の世代と比較して下降率が大きくなっています。

一方、12年前と比較し「嫌い」と答えた率に大幅な増減はなく、したがって、全ての世代で50%以上が読書は好きと答えているものの、緩やかな読書離れが進行しつつあると考えられます。

グラフ 1ー② 読書は好きですか（5年ごとの比較）

（単位：%）



読書	幼児			小2			小4			中1			高2		
	H26	R1	R6	H26	R1	R6	H26	R1	R6	H26	R1	R6	H26	R1	R6
好き	58.0	54.3	53.9	36.5	34.2	37.3	40.1	45.5	36.9	37.7	38.3	23.8	25.9	29.8	17.7
嫌い	0.0	0.7	0.3	1.8	1.8	1.7	6.8	3.0	3.1	5.5	7.2	8.3	9.1	9.9	7.3

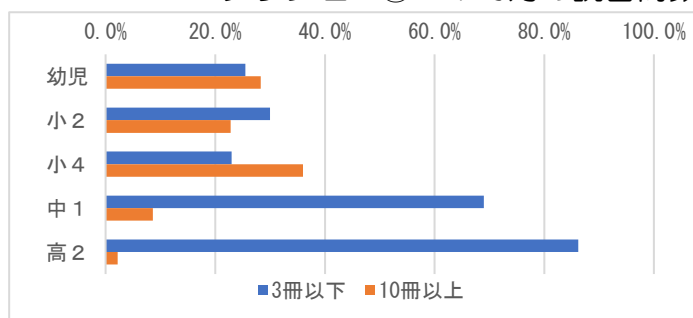
(2) 読書量

① 1カ月の読書冊数

次に、グラフ 2ー①は、1カ月の読書冊数を全体の割合で示した読書量の調査であり、10冊以上の割合が最も高かった小4の36.0%に対して、高2は2.2%と低率になっています。

一方、3冊以下では、中1が69.0%、高2が86.2%と多数を占めており、その他の世代と差異が生じています。

グラフ 2ー① 1カ月の読書冊数



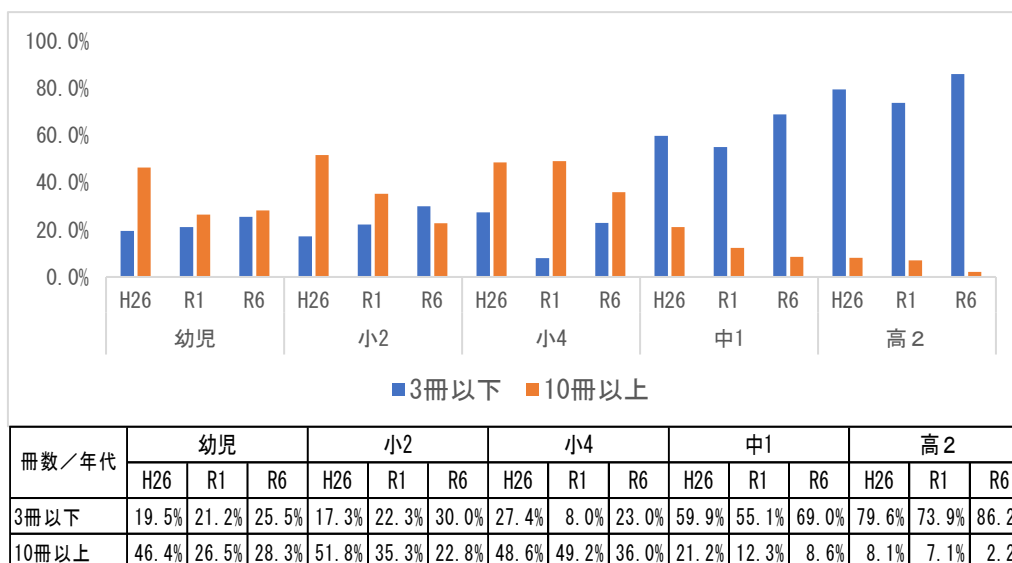
年代	3冊以下	10冊以上
幼児	25.5%	28.3%
小2	30.0%	22.8%
小4	23.0%	36.0%
中1	69.0%	8.6%
高2	86.2%	2.2%

これをグラフ 2ー②のとおり10年前と比較すると、3冊以下しか読まない状況が小4を除く世代で上昇しており、とりわけ、小2（12.7%）と中1（9.1%）が高率となっています。

一方、10冊以上読書をする状況は、幼児（▲18.1%）、小2（▲29.0%）小4及び中1（▲12.6%）、高2（▲5.9%）と全ての世代で減少傾向を示しています。

したがって、いずれの世代も「3冊以下減少・10冊以上増加」の理想型に逆行する回答となっています。

グラフ 2-② 1カ月の読書冊数（5年ごとの比較）



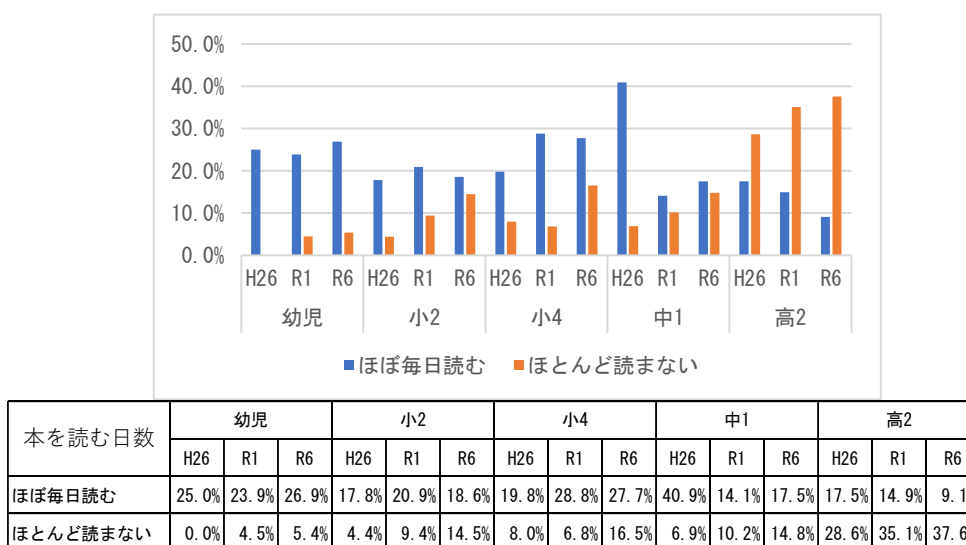
② 本を読む日数

次に、グラフ3の本を読む日数調査では、10年前と比較して「ほぼ毎日」が、幼児（1.9%）、小2（0.8%）、小4（7.9%）とわずかに上昇しています。

一方で、中1（▲23.4%）、高2（▲8.4%）と年齢が高くなるほど読書の日数が短くなっています。

また、「ほとんど読まない」は、幼児（5.4%）、小2（10.1%）、小4（8.5%）、中1（17.9%）、高2（9.0%）と上昇しており、中でも不読率が高い状態が続く高校生に対して、学習活動等での図書館の活用促進が必要と考えられます。

グラフ 3 本を読む日数（5年ごとの比較）



今後は、読書冊数や読書日数の調査を継続するとともに、可能な範囲で読書時間に関するアンケート等を実施し、さらに実態を把握できるよう努めます。

(3) 本を読む・本を読まない理由

① 本を読む理由

次に、表1では、本を読む理由（きっかけ）についての調査をしています。

まず、「本を読むことが楽しい・おもしろい」との回答が各世代で上位を占めており、子どもたちにとって、本が持つ魅力は不変であることを示しているといえます。

次に、「勉強になるから」との回答が2位を占めており、本が与える知識は世代を超えて重要な役割を担っていると考えられます。

さらに、中1及び高2では、「学校や家族から読むように言われている」との回答が3位となっており、見方を変えれば、読書がコミュニケーションの形成に一役買っていると考えられます。

表1 本を読む理由（令和6年度）

理由／年代		小4	中1	高2
①	楽しいおもしろいから	1位 49.3%	1位 52.6%	1位 58.1%
②	勉強になるから	2位 28.2%	2位 20.3%	2位 18.5%
③	学校や家族から読むようにいわれているから	9.4%	3位 15.4%	3位 15.1%
④	友達が読んでいるから	3位 11.3%	8.7%	6.0%
⑤	その他	1.8%	3.0%	2.3%

② 本を読まない理由

次に、本を読まない理由について調査した結果は、表2のとおりとなっています。

まず、小4では、「勉強や塾、習い事などで時間がとれない」との回答が30%を超えています。

次に、中1では、4人に1人が「テレビ、DVD、ゲーム、インターネットをしている」と回答しています。

次に、高2では、「読書以外にしたいことがある」との回答が1位となっています。

各世代ともに本以外のインターネットやDVD等のツールを用いて過ごす時間が長くなったことが、本を読まなくなった最大の理由であると考えられます。

さらに、中1と高2では、「本を読むことがきらい・苦手」との回答が20%近くを占めています。

ただし、小4と中1では、「何を読めばよいのかわからない」との回答が上位を占めており、読む本のヒントさえあれば改善できる可能性が高いと考えられます。

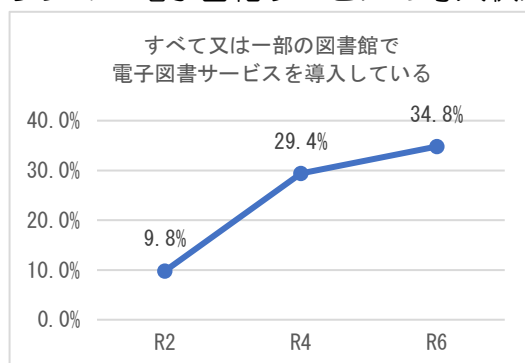
表2 本を読まない理由（令和6年度）

No.	項目／世代	小4	中1	高2
①	読むことがきらい又は苦手である	12.9%	3位 18.5%	3位 19.6%
②	何を読めばよいかわからない（読みたい本がない）	2位 27.3%	3位 18.5%	14.3%
③	勉強・塾・習い事・スポーツで時間が取れない	1位 32.2%	0.0%	0.0%
④	テレビ・DVD・ゲーム・インターネットをしている	3位 26.1%	1位 24.7%	2位 21.9%
⑤	他にしたいことがある	0.0%	2位 20.5%	1位 23.7%
⑥	忙しくて時間がない	0.0%	8.1%	18.3%
⑦	読書する場所がない	0.0%	1.2%	1.3%
⑧	読みたい本が手に入らない	0.0%	6.9%	0.9%
⑨	その他	1.5%	1.6%	0.0%

(4) 電子図書の利用状況

電子図書は、言うまでもなく紙媒体の書籍をデータベース化し、パソコン、タブレット、スマートフォン等で楽しめるシステムです。グラフ4のとおり、文科省による「公立図書館への電子書籍サービスの導入状況調査」において、電子図書の導入又は導入を検討している公立図書館が4年間の比較で4倍増となっています。

グラフ4 電子書籍サービスの導入状況



（令和6年度電子図書館・電子書籍と子どもの読書活動推進に関する調査より）

このように、急速に普及する気配を見せる中で、アンケート調査ではグラフ5－①のとおり「タブレットやスマートフォンで電子図書をよく読んでいますか」の質問に対して、世代が高まるごとに利用率が向上していますが、全体的には思ったほど高くないと考えられます。

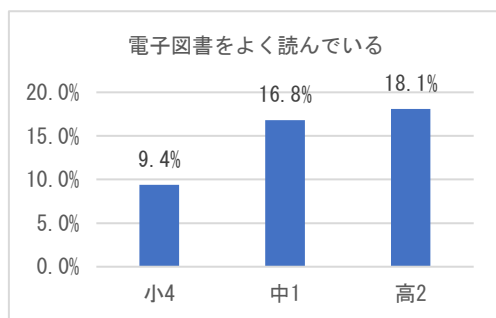
一方で、グラフ5－②のとおり「電子図書を使ったことはないが使ってみたい」との問いに対しては、小4（44.9%）、中1（26.0%）、高2（14.7%）と電子図書に対して興味を示している回答と

なっています。

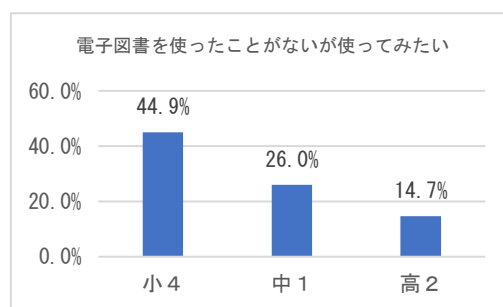
電子図書については、読書活動において評価が二分されると言われていますが、電子図書を子どもの読書活動を推進するうえでの一つの指標としてとらえる必要があることから、導入に関する検討は継続するべきと考えられます。

グラフ5 電子図書の利用状況

①



②



第3章 子どもの読書活動推進のための具体的施策

1 各分野における子どもの読書活動の推進

アンケート調査では、「読書の好き・嫌い」「読書冊数」「読書時間」「電子図書の利用状況」といった内容により現状を考察しましたが、結果的に、新型コロナウイルス感染症や、低年齢層に対するスマートフォンの加速度的な普及が理由で、文科省が懸念する不読率の上昇傾向が進行していると考えられます。

このように、社会的事情に大きく左右されがちな現状ですが、子どもの読書活動を推進することは、かけがえのない子どもたちが健やかに成長する過程で重要であることは不変であり、これまで同様に分野ごとの具体的な取組をコツコツと進めていく必要があります。

本項では、このような考え方に立って、各分野の役割を十分に踏まえた向こう5年間の目標を設定するものとします。

(1) 家庭

① 役割

子どもの読書習慣は、家族と過ごす生活を通じて形成されます。

子どもは、大好きな家族に本を読んでもらい、家族から本を読みながら話しかけてもらうことで、本に親しみ読書の楽しさを知ります。

家庭には、本を読むことに対する興味や関心を引き出す無限の力があり、これを生かすことが重要な役割と考えられます。

② 目標

ア 家庭で読書に親しむ機会の充実

「23が60読書運動（毎月23日を含む週をこの週間と位置付けて、家族でその1週間に60分以上の読書に取り組む活動）」をこれまで以上に浸透させて、読書の意義を保護者に広く知らしめる活動を継続します。

イ 保護者と赤ちゃんを対象とした事業の充実

生後3か月から4か月の赤ちゃんを対象とした「乳児健康診査」参加者に絵本を手渡す「ブックスタート事業」を継続します。

ウ セカンドブック事業への取り組み

ブックスタートのフォローアップとなる「セカンドブック事業（3歳児検診等で本を贈呈する企画）」について、早期実現に向けた調査検討を開始します。

(2) 学校

① 役割

小・中学校では、各教科や特別活動等の時間を通じて、児童生徒の

調べ学習等の学習活動が展開されており、学校内の図書室を活用した自主的な学びを充実させることが重要な役割と考えられます。

② 目標

表 3 では、学校での取り組みに対する二つの目標指数を数値化しています。

表 3 学校における読書推進活動の目標指標

目標指標	区分	令和 7 年度 (現状)	令和 12 年度 (目標)
全校一斉に定期的な読書活動を実施している割合	小学校	100%	100%
	中学校	100%	100%
児童生徒一人当たりの学校図書館図書の年間貸出冊数	小学校	45.5 冊	46.0 冊
	中学校	8.6 冊	10.0 冊

今後は、アンケート調査等を参照し、現状を正確に把握したうえで無理のない目標を定め、目標達成に向けて次の事項について取り組む必要があります。

ア 読書習慣の確立

市内すべての小・中学校で「朝の読書活動」を継続し、読書習慣を確立させる状況を構築します。

イ 読書指導の充実

保護者や教師から紹介された話題の本を推薦するコーナーの設置や、読み聞かせにより児童や生徒の興味を深める工夫が読書のきっかけづくりにおける重要な役割と考えられます。

このような取り組みを継続するとともに、学校図書館の利用方法のていねいな指導、図書委員会活動の充実に向けた取り組み等を行います。

ウ 特別な支援が必要な子どもに対する対応

読書が困難な子どもに対して、発達や障害に応じた選書を行いながら、視聴覚機器の積極的な活用で読書環境の整備を行います。

(3) 保育所・保育園、幼稚園及び子ども園

① 役割

保育所・保育園、幼稚園及び子ども園において、保育者、保護者、ボランティア等による読み聞かせ、推薦図書の紹介など子どもの発達段階に応じた様々な読書活動が行われており、本と子どもの出会いの場を創生するうえで、重要な役割を果たしていると言えます。

こうした役割をさらに充実させるためには、保育者と保護者が読書への理解を深め、保護者が絵本の選び方や読み聞かせのコツなどを気

軽に相談できる環境づくりが大切です。

② 目標

表4は、3歳児及び4歳児を対象に週2回以上の家での読み聞かせ又は読書に対する数値目標を定めています。

令和12年度においては、学校での取り組みと同様に現状を正確に把握し、無理のない目標としています。

表4 3歳児及び4歳児における読書推進活動の目標指標

目標指標	令和6年度 (10月調査)	令和12年度 (目標)
家で読み聞かせ又は読書を週2回以上行っている3歳児及び4歳児の割合	47.0%	50.0%

ア 本に親しむ環境の整備

子どもたちが遊びの中で自然に無理なく本に親しみ、本の楽しさを知ることができるように、発達段階や年齢にあった推薦図書の紹介、絵本コーナーの設置等の工夫を凝らします。

イ 読書に対する理解を深める活動

保護者に対する読書の情報提供を盛んに行う等の啓発活動で、職員と保護者が相互に理解が深まり、さらには、読書を通じて信頼関係がより強固になる相乗作用が期待できます。

(4) 図書館、地域等

① 役割

かつてウォルトディズニーは、「宝島の海賊たちが盗んだ財宝よりも、本には多くの宝が眠っている。そして何よりも、宝を毎日味わうことができる」と語ったと言われています。

書店の減少で本を手にする機会が減っている昨今において、学校図書館を含む地域の図書館は、子どもにとって様々な宝物と出合える魅力的な施設です。

多くの本から、自らの好みに合った本を選んで読むことは、知識や言葉による表現力を向上させるばかりでなく、豊かな感性や想像力が養われ、よりよく生きるための力となります。

さらに、図書館にある豊富な資料を活用することで、情報リテラシー能力（テレビ、新聞、インターネット等で社会にあふれる膨大な情報を取捨選択し適切に活用できる能力）が向上する要因になると考えられます。

このように、図書館が子どもたちの読書活動の推進にとって重要な

施設であり、図書館の充実は、子どもたちの豊かな感性を磨き上げる一翼を担うことは衆目の一致するところです。

後述する、図書館にしてほしいことを問うアンケート調査では、様々な意見が寄せられており、特に上位の意見に対しては、地域の図書館として適宜適切に対応する必要があります。

2 図書館における読書環境の整備と充実

(1) 学校図書館

前項で、読書に対する学校の役割を示しましたが、その拠点となる学校図書館は、児童生徒の「読書センター」「学習・情報センター」としての機能を有する学校教育において欠かせない設備です。

この設備を有効に活用するためには、学校図書館業務に精通した知識や経験を有する担当者が必要です。

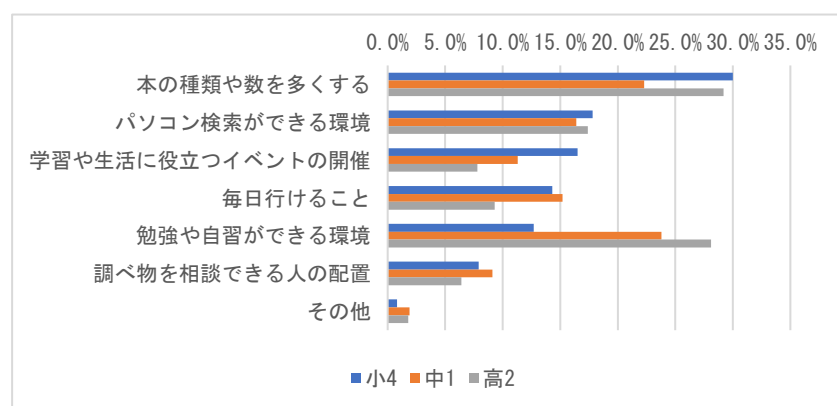
学校図書館に求める機能に対するアンケート調査では、グラフ6の回答が寄せられました。

これを見ると、中1及び小4ともに「本の種類や数を増やす」「パソコン検索ができる環境」との回答が約半数を占めています。

さらに、小4では「学習や生活に役立つイベント開催」を、中1では、「勉強や自習ができる環境」を望んでいることが見て取れます。

こうしたアンケートを参考にしながら、子どもたちの要望を的確にとらえて、ニーズに応じた学校図書館を運営することも大きな役割と考えられます。

グラフ6 学校図書館にしてほしいこと



学校図書館にしてほしいこと	小4	中1
本の種類や数を増やす	30.0%	28.9%
パソコン検索ができる環境	17.8%	18.8%
学習や生活に役立つイベントの開催	16.5%	13.8%
毎日行けること	14.3%	10.2%
勉強や自習ができる環境	12.7%	19.2%
調べ物を相談できる人の配置	7.9%	7.2%
その他	0.8%	1.9%

このアンケート結果から、児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実させるには、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味や関心に応えられる魅力的な本を整備することとともに、興味と意識を学校図書館へ向けられるような次の体制整備が求められます。

① 読書環境の整備

子どもの読書意欲を引き出し、調べ学習など各教科における学習活動に役立つ図書資料の充実を図るため「第6次学校図書館整備5か年計画（公立小中学校の学校図書館における学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、複数の新聞配備、学校司書の配置拡充を目的として制定された計画で令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までが対象期間）」に基づき、適切な図書の整備に努めます。

② 人的環境の整備

学校図書館の運営が充実するよう、学校司書や学校図書館活動支援員の適切な配置に努め、加えて、教職員の協力体制の確立、公務分掌上の配慮等を行います。

③ 学校間の連携

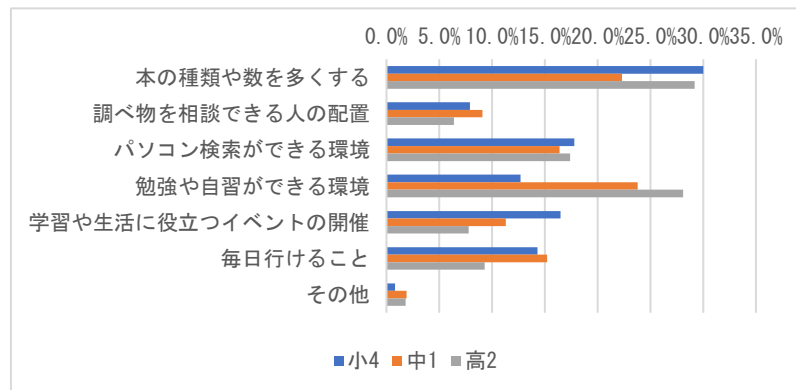
各学校における研修、研究会等を通じて、子どもの読書活動に関する教職員間の連携を促します。

(2) 市立図書館

市立図書館では、子どもの読書活動の活発化を目標に読書環境の充実を図っていますが、過去との比較において、児童書の貸出しは減少傾向にあることを否認しません。

グラフ7の「市立図書館にしてほしいこと」を質問したアンケート調査では、全ての世代で「本の種類や数を増やす」「勉強や自習ができる環境づくり」「パソコン検索ができる環境づくり」が60%超となっており、続けて「学習や生活に役立つイベントの開催」等、いずれも図書館が有する専門性に期待する回答となっています。

グラフ7 市立図書館にしてほしいこと



市立図書館にしてほしいこと	小4	中1	高2
本の種類や数を多くする	30.0%	22.3%	29.2%
調べ物を相談できる人の配置	7.9%	9.1%	6.4%
パソコン検索ができる環境	17.8%	16.4%	17.4%
勉強や自習ができる環境	12.7%	23.8%	28.1%
学習や生活に役立つイベントの開催	16.5%	11.3%	7.8%
毎日行けること	14.3%	15.2%	9.3%
その他	0.8%	1.9%	1.8%

市立図書館は、言うまでもなく、市民の皆様からお預かりした貴重な税金を投入し成り立っています。

したがって、予算上の問題から子どもたちが願う物的、人的な要求に全て応じることができない場合もありますが、可能な範囲内で次の項目について充実を図っていきます。

① 資料の充実

それぞれの世代のニーズを的確に把握し、世代に応じた図書を質・量ともに充実させる必要があります。

② 図書館サービス網の充実

近隣の市立図書館との連携を深める目的で、図書のスムーズな相互貸借はもとより、他館のイベントに対して協力すること、互いの情報交換を密に行うこと等により図書館サービス網を充実させます。

③ 情報化の推進と情報発信の充実

市内2図書館に導入済みのOPAC（オンライン・パブリック・アクセス・システム＝専用のパソコンで検索できるオンライン目録）やインターネットを活用した検索が最大限行える環境を整備するとともに、図書館ホームページ、SNS、紙媒体等で地に足をつけた情報提供を行います。

④ 特別な支援が必要な子どもへのサービス

読書や図書館を利用すること自体に障害がある子どもに対する資料やサービスの充実を図ります。

⑤ 児童担当職員の配置と資質の向上

専門性の高い現有職員を最大限に生かしながら、オンライン研修を含む様々な研修会に参加し、児童、ヤングアダルトサービスについて幅広い見識を有する図書館員を育成します。

⑥ 児童図書の貸出冊数

少子化といった社会的な情勢を直視しつつ、児童書の貸出冊数における具体的な目標値を表５－１に設定します。

なお、令和１２年度（２０３０年度）の目標値については、第４次計画で示した令和７年度（２０２５年度）の目標値を下回っていますが、実績を重視した現実的な数値を設定しています。

続けて、団体貸出（おはなしボランティア、保育所、幼稚園、こども園、小学校等の特定の関係団体に貸し出すこと）に特化した児童書の貸出冊数を表５－２に設定します。

団体貸出に対しては、一般の利用者を優先する市立図書館として種類や冊数に一定の制限は設けているものの、児童書の貸出状況を把握する指標として追加します。

表５－１ 児童書の貸出冊数

目標指標	令和６年度 （実績）	令和１２年度 （目標）
児童書の貸出冊数	51,981 冊	52,000 冊

表５－２ 児童書の貸出冊数（再掲）

目標指標	令和６年度 （実績）	令和１２年度 （目標）
児童書の貸出冊数 （団体貸出）	1,829 冊	2,000 冊

⑦ 祝日開館制の導入

子どもたちに対して、市立図書館をより利用しやすい状況を創生するため、志度図書館限定の祝日開館制を導入します。

なお、これにより、年間開館数が毎年度１０日前後増加する予定となるため、寒川図書館を加えた職員で対応する予定ですが、通常日のサービスの低下を招くことがないよう人員配置に配慮します。

⑧ スマートフォンを用いた貸出、検索等

現在、「図書館カード」による図書の貸出しを行っていますが、令和７年度（２０２５年度）の新システム更新時に、お手持ちのスマートフォンで貸出しができるシステムを導入しました。

なお、このシステムは、何冊の本をいつまで借りられるのかが簡便

に検索できる側面も持ち合わせており、利用者の利便性が改善されるとともに、DX化の推進に貢献するものと期待しています。

⑨ 公民館配送の強化

令和7年度（2025年度）において、これまで配送を行っていなかった「さぬき市大川公民館」への配送を開始しました。

当初は、一般書限定ですが、今後は、児童書の配送も含めたサービスを調査し、必要に応じて主に大川地区の子どもたちへ本をお届けすることを検討したいと考えています。

⑩ ほんのもり号イベントへの参加

香川県が所有する「子ども図書館船 ほんのもり号」のイベントに積極的に参加し、県全体の読書活動の推進に寄与するとともに、市立図書館の存在をアピールする場として活用します。

⑪ その他

ア 館内における水分補給の制限を緩和し酷暑対策の一環とします。

イ 貸出冊数、貸出期限、返却方法等について、継続的に調査検討を加えます。

3 市立図書館と関係機関・団体との連携と協力

子どもの読書活動をより効果的に推進するためには、市立図書館と関係機関や関連団体との連携は極めて重要です。

市立図書館は、地域に住む全ての子どもたちに、等しくサービスを提供できるよう努めることが肝要であり、図書館を利用していない、あるいは利用しづらい子どものための支援は重要です。

また、市立図書館は、読書の推進拠点として、関係機関や関連団体と相互の情報交換を行い、関係団体と次のような連携と協力を図ることが必要です。

(1) 学校図書館

① 資料提供

学校からの依頼に応じて、読書のための団体貸出しを行うことや、教科の学習を行う上で学校図書館の蔵書では不足する資料を提供し、レファレンス（資料調査）サービスを継続します。

なお、資料の選択肢を増やし、本に興味を持ってもらえるよう図書館の新着本を紹介する掲示物を各学校へ配付します。

② 図書館員による支援

学校からの依頼に応じて、図書館員が学校を訪問し、おはなし会やブックトーク（あるテーマに沿って何冊かの本を紹介し、子どもたち

に紹介した本や読書への興味を持たせること）等を行います。

また、学校からの図書館訪問時に図書館の利用に関する教育を行います。

③ 運営への支援

学校図書館に関わる人を対象に、図書館の業務に関する相談に応えることに加えて、資料選択や環境づくりの技術提供、研修会等を行います。

(2) 保育所・保育園、幼稚園、子ども園、児童館

① 団体貸出

図書館司書が選択した様々な児童書等を児童館に配送し貸し出すことで、施設での読書環境の充実を図ります。

② 図書館職員による協力

図書館職員が施設を訪問し読み聞かせ等を行います。

(3) 各種民間団体

読書活動を行う団体が相互の連携と協力が行えるよう、市立図書館が主体となって情報交換の場を提供します。

4 啓発・広報活動

市内の子どもや保護者等に、子どもの読書活動の重要性と読書の楽しさ等について理解を広めることが重要です。

(1) 啓発事業の開催

子どもの読書週間の機会をとらえて、読書啓発のイベントの開催、講演会や講座を開くなど、子どもと本を結びつける事業を行います。

また、読んだ本を記録できる「読書通帳」を児童生徒に配付し、子どもたちが興味を持ち続けられる事業を行います。

(2) 広報活動の推進

市の広報誌に「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」の紹介を積極的に行います。

また、毎月発刊の図書館だより、さぬき市広報誌等で、新着本やおはなし会等の図書館イベントの周知を行い、加えて、小中学校へこれらの掲示物を配付します。

加えて、小学校（夏休み）及び中学校（冬休み）にブックリストを配付します。

第4章 読書活動推進計画の管理と今後の取り組み

1 読書活動推進体制の進捗管理

「さぬき市子ども読書活動推進会議」を母体として、第5次推進計画の効果的な実施を図るために年次別計画と目標を定め、その達成状況を検証して適切な進行管理に努めます。

また、子どもの読書活動の実態を把握するため、必要に応じて調査を実施します。

2 財政上の措置

本計画に掲げた施策を実施する目的で、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

参 考 資 料

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 2 さぬき市子ども読書活動推進会議設置要綱
- 3 さぬき市子ども読書活動推進会議委員名簿

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な

推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

さぬき市子ども読書活動推進会議設置要綱

平成 18 年 1 月 17 日
教育委員会告示第 1 号

(設置)

第 1 条 さぬき市教育委員会は、「さぬき市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動の効果的な推進を図るため、さぬき市子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進に関すること。
- (2) 読書活動推進のための施設、設備、その他諸条件の整備と充実に関すること。
- (3) 関係機関・団体等の連携・協力に関すること。
- (4) 啓発広報等の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 10 人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) PTA 関係者、ボランティア関係者、保育所関係者、学校関係者、公民館関係者及び母子愛育関係者
- (3) 読書活動の推進に協力的な者
- (4) その他教育長が適当と認める者

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 4 条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、さぬき市志度図書館において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 1 月 17 日から施行する。
- 2 この要綱による最初の委員の任期は、第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、委嘱された日から当該委嘱された日の属する年度の次年度の末日までとする。
- 3 この要綱による最初の会議は、第 5 条の規定にかかわらず、教育長が招集する。

さぬき市子ども読書推進会議委員名簿

令和8年3月現在

No.	役職	氏 名	所 属	区 分
1	会長	川田 礼子	さぬき市図書館友 の会 会長	ボランティア団体代表
2	副会長	多田 洋三	さぬき市大川公民 館 館長	公民館代表
3	委員	江本 和恵	さぬき市立長尾保 育所 保育士	さぬき市保育所代表
4	委員	廣瀬 恵美子	さぬき市長尾・造 田児童館 館長	さぬき市児童館代表
5	委員	六車 信二	さぬき市立造田幼 稚園 園長	さぬき市幼稚園代表
6	委員	山口 友理恵	さぬき市立さぬき 南小学校 教諭	小学校学校図書館教育 部会代表
7	委員	有馬 里南	さぬき市立長尾中 学校 教諭	中学校学校図書館教育 部会代表
8	委員	山津 雅子	造田婦人会 会長	ボランティア団体代表
9	委員	寺井 真	さぬき市P T A連 絡協議会 副会長	P T A連絡協議会代表

(順不同)